

法務省民商第691号
平成23年3月18日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

東北地方太平洋沖地震に伴う印鑑の証明書の発行停止に係る取扱い等について(通達)

標記の地震の被災の状況を考慮し、印鑑の証明書の一時発行停止及び印鑑の証明書の発行に係る取扱い並びに印鑑、印鑑カード及び電子認証に関する事務については、下記のとおりとしますので、この旨貴管下職員に周知方取り計らい願います。

記

1 印鑑の証明書の一時発行停止に係る取扱い

(1) 本取扱いの対象となる者

印鑑の提出をした者であって、印鑑カード及び当該印鑑を紛失し、かつ、東北地方太平洋沖地震の震災(以下「震災」という。)により市区町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができないため、当該印鑑カードの廃止の届出(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。)第9条の5第3項)をすることができないものとする。

(2) 印鑑の証明書の一時発行停止の措置の申出

(1)の「本取扱いの対象となる者」の要件を満たす者は、印鑑を提出した登記所(当該印鑑を提出した登記所が印鑑の証明書を発行することができないときには、当該登記所の最寄りの他の登記所。2(2)において同じ。)の登記官に対し、登記所に出頭して、別紙様式1による印鑑証明書一時発行停止特別措置申出書(以下「停止申出書」という。)を提出して、印鑑の証明書の一時発行停止の措置の申出をすることができるものとする。

(3) 本人確認等

登記官は、(2)による申出があったときは、次のア及びイによる確認を行うものとする。

ア (2)の申出をした者（以下「申出人」という。）が当該印鑑を提出した本人であることについて、申出人に対し、運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証をいう。）、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードで、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2によるものに限る。）、外国人登録証明書（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条に規定する外国人登録証明書をいう。）その他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）（以下「運転免許証等」という。）を提示させることにより、確認する。

イ 当該申出人が市区町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができないことについて、その市区町村に連絡をする等の方法により、確認する。

(4) 印鑑の証明書の一時発行停止の措置

登記官は、(3)による確認をしたときは、登記情報システムの印鑑単独事件の受付処理を行うことにより、印鑑の証明書の発行を抑止するものとする。この場合においては、当該申出人に対し、市区町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができることとなったときは、速やかに、印鑑カードの廃止の届出及び新たな印鑑カードの交付の請求をする必要がある旨のほか、紛失した印鑑カードの発見等により印鑑カードの一時発行停止の措置が不要となった場合の手續（(6)参照）を説明するものとする。

なお、当該抑止の期間は、1か月とするものとする。

(5) 印鑑証明書一時発行停止申出書類つづり込み帳

登記官は、「印鑑証明書一時発行停止申出書類つづり込み帳」を作成し、別紙様式2による目録（以下「目録」という。）に(2)の申出を受け付けた年月日、申出人等の所要の事項を記載した上、停止申出書を編てつするものとする。

印鑑証明書一時発行停止申出書類つづり込み帳は、(6)ウ又はエにより一時発行停止の措置を解除したときから1年間、当該登記所において、保存するものとする。

(6) 印鑑の証明書の一時的発行停止の措置の解除

ア 印鑑カードの発見等により印鑑の証明書の一時的発行停止の措置が不要となったときは、(2)の申出人は、当該申出をした登記所の登記官に対し、登記所に出頭して、別紙様式3による印鑑証明書一時発行停止解除申出書（以下「解除申出書」という。）を提出して、当該措置の解除の申出をすることができるものとする。

イ アの解除の申出があったときは、登記官は、(3)アと同様の方法により、その本人確認を行うものとする。

ウ 登記官は、アの解除の申出を相当と認めるときは、登記情報システムの印鑑単独事件の受付取消処理を行うことにより、一時的発行停止の措置の解除を行うものとする。この場合において、解除申出書は、当該申出に係る停止申出書と合てつし、目録に解除した旨を記載するものとする。

エ ウによるほか、印鑑カードの廃止により印鑑の証明書の一時的発行停止の措置が不要となった場合又は発行抑止の期間が経過した場合には、登記官は、ウと同様の方法により、一時的発行停止の措置の解除を行うものとする。この場合においては、停止申出書及び目録に一時的発行停止の措置を解除する旨を記載するものとする。

(7) 発行抑止の期間中の印鑑の証明書の交付申請

(4)により印鑑の証明書の発行が抑止されている間に、当該印鑑の証明書に係る印鑑カードを提示して印鑑の証明書の交付の請求があったときは、当該申出人に連絡をするものとする。

2 印鑑の証明書の発行に係る取扱い

(1) 本取扱いの対象となる者

印鑑の提出をした者であって、印鑑カード及び当該印鑑を紛失し、かつ、震災により市区町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができないため、当該印鑑カードの廃止の届出及び印鑑カードの交付の請求（規則第9条の4第1項）をすることができないものとする。

(2) 印鑑の証明書の交付の請求

(1)の「本取扱いの対象となる者」の要件を満たす者は、緊急に印鑑の証明書の交付を請求する必要があるときは、印鑑を提出した登記所の登記官に対し、登記所に出頭して、印鑑証明書交付申請書のほか、別紙様式4による印鑑証明書発行特別措置申出書（以下「発行申出書」という。）を提出して、印鑑の証

明書の交付を請求することができるものとする。

(3) 本人確認等

登記官は、(2)による請求があったときは、次のア及びイによる確認を行うものとする。

ア 当該請求人が当該印鑑を提出した本人であることについて、請求人に対し、運転免許証等を提示させることにより、確認する。

イ 当該請求人が市区町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができないことについて、その市区町村に連絡をする等の方法により、確認する。

(4) 印鑑の証明書の交付

登記官は、(3)による確認をし、かつ、当該請求人について緊急に印鑑の証明書の交付を請求する必要があると認めるときは、印鑑の証明書を交付するものとする。この場合においては、当該請求人に対し、市区町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができることとなったときは、速やかに、印鑑カードの廃止の届出及び新たな印鑑カードの交付の請求をする必要がある旨を説明するものとする。

3 印鑑に関する事務の取扱い

印鑑の提出をした者は、震災により、印鑑を提出した登記所（以下「管轄登記所」という。）において印鑑の提出（商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「法」という。）第20条、規則第9条第1項）、印鑑の改印の届出（平成11年4月2日付け法務省民四第667号民事局長通達別紙第2の2）又は印鑑の廃止の届出（規則第9条第7項）（以下「印鑑届出等」と総称する。）の手續をすることができない場合には、管轄登記所の最寄りの他の登記所において、管轄登記所の登記官の発令を受けている登記官に対し、当該印鑑届出等を行うことができるものとする。

この場合における印鑑届出等に係る印鑑届書、改印届書又は廃印届書については、当該印鑑届出等の手續をした登記所において一時保管し、管轄登記所において印鑑に関する事務を取り扱うことができる状況となった後、速やかに管轄登記所に送付するものとする。

4 印鑑カードに関する事務の取扱い

震災により、管轄登記所の登記官に対して印鑑カードの交付の請求、廃止の届出、返納（規則第9条の5第5項）及び回収その他の必要な措置（同条第6項）

の求めをすることができない場合には、管轄登記所の最寄りの他の登記所において、これらの印鑑カードに関する事務を取り扱うことができるものとする。

この場合における印鑑カードの交付の請求等に係る申請書類は、当該請求等のされた当該最寄りの他の登記所において保管するものとする。

5 電子認証に関する事務の取扱い

震災により、管轄登記所の登記官に対して電子証明書の発行の請求（法第12条の2第1項、第3項）、使用廃止の届出（法第12条の2第7項）、使用再開の届出（規則第33条の13第5項）、識別符号の変更の届出（規則第33条の14第1項）又は電子証明書の再発行の請求（平成12年9月29日付け法務省民四第2274号民事局長通達第1の6）をすることができない場合には、管轄登記所の最寄りの他の登記所において、これらの電子認証に関する事務（法第12条の2第5項の法務大臣の指定する登記所が行う事務は含まれない。）を取り扱うことができるものとする。

この場合における電子証明書の発行の請求等に係る申請書類及び磁気ディスクは、当該請求等のあった当該最寄りの他の登記所において保管するものとする。

6 会社以外の法人等についての取扱い

1から5までの取扱いは、会社以外の法人並びに投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号））、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号））及び限定責任信託（信託法（平成18年法律第108号））に係る事務についても、同様とするものとする。

印鑑証明書一時発行停止特別措置申出書

年 月 日申出

申出人の表示	商号/名称	
	本店/主たる事務所	
	住 所	
	資 格	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	連絡先電話番号	
申出の事由	年 月 日頃、印鑑カードを紛失したので、申出をします。	
対応期間	申出の日から1か月間（平成 年 月 日まで）	
上記のとおり、申出をします。		
法務局（地方法務局）		支局（出張所）御中

本人確認資料	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・住民基本台帳カード ・その他（ ）
--------	--

受 付	年 月 日	解除処理	年 月 日
	午前・午後 時 分 号		<ul style="list-style-type: none"> ・発行抑止期間経過 ・印鑑カード廃止
担当者	印	担当者	印

印鑑証明書一時発行停止特別措置解除申出書

年 月 日申出

申出人の表示	商号/名称	
	本店/主たる事務所	
	住 所	
	資 格	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
申出の事由	年 月 日 第 号で印鑑証明書一時発行停止特別措置 申出書を提出しましたが、今般、当該一時発行停止を解除したく、申 出をします。	
上記のとおり、申出をします。 法務局（地方法務局） 支局（出張所）御中		

本人確認資料	・運転免許証 ・住民基本台帳カード ・その他（ ）	受 付	年 月 日
		担当者	印

印鑑証明書発行特別措置申出書

年 月 日申出

申出人の表示	商号／名称	
	本店／主たる事務所	
	住 所	
	資 格	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	連絡先電話番号	
市区町村長が作成した印鑑証明書を取得できない事由		
緊急に印鑑証明書の交付の申請を必要とする事由		
<p>上記のとおり、申出をします。</p> <p>法務局（地方法務局） 支局（出張所）御中</p>		

本人確認資料	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・住民基本台帳カード ・その他（ ）
--------	--